

人力资源社会保障部 财政部 税务总局  
关于延长阶段性减免企业社会保险费政策  
实施期限等问题的通知  
人社部发〔2020〕49号

各省、自治区、直辖市人民政府，新疆生产建设兵团：

按照党中央、国务院决策部署，人力资源社会保障部、财政部、税务总局印发《关于阶段性减免企业社会保险费的通知》（人社部发〔2020〕11号），自2020年2月起阶段性减免企业基本养老保险、失业保险、工伤保险（以下称三项社会保险）单位缴费部分，减轻了企业负担，有力支持了企业复工复产。为进一步帮助企业特别是中小微企业应对风险、渡过难关，减轻企业和低收入参保人员今年的缴费负担，经国务院同意，现就延长阶段性减免企业三项社会保险费政策实施期限等问题通知如下：

一、各省、自治区、直辖市及新疆生产建设兵团（以下统称省）对中小微企业三项社会保险单位缴费部分免征的政策，延长执行到2020年12月底。各省（除湖北省外）对大型企业等其他参保单位（不含机关事业单位，下同）三项社会保险单位缴费部分减半征收的政策，延长执行到2020年6月底。湖北省对大型企业等其他参保单位三项社会保险单位缴费部分免征的政策，继续执行到2020年6月底。

二、受疫情影响生产经营出现严重困难的企业，可继续缓缴社会保险费至2020年12月底，缓缴期间免收滞纳金。

三、各省2020年社会保险个人缴费基数下限可继续执行2019年个人缴费基数下限标准，个人缴费基数上限按规定正常调整。

四、有雇工的个体工商户以单位方式参加三项社会保险的，继续参照企业办法享受单位缴费减免和缓缴政策。

人力资源社会保障部 财政部 税务总局：  
企業社会保険料の段階的減免政策の  
実施期限延長などの問題に関する通知  
人社部発〔2020〕49号

各省・自治区・直辖市人民政府、新疆生産建設兵団：

中国共産党中央委員会・国务院の政策決定・手配に基づき、人力资源社会保障部・財政部・税務総局は、《企業の社会保険料の段階的減免に関する通知》（人社部発〔2020〕11号）を印刷・公布して、2020年2月より企業基本養老保険・失業保険・労災保険（以下、三項社会保険）の企業納付部分を段階的に減免することで、企業の負担を軽減し、企業の操業再開を力強く支援してきた。さらに企業、特に中小・零細企業がリスクに対応・苦境を乗り越えるよう援助し、企業および低所得の保険加入者の今年の納付負担を軽減するため、国务院の同意を経て、ここに企業の三項社会保険料の段階的減免政策の実施期限延長などの問題について以下の通り通知する：

一、各省・自治区・直辖市および新疆生産建設兵団（以下、省）の中小・零細企業の三項社会保険の企業納付部分の徴収免除政策について、2020年12月末まで延長して執行する。各省（湖北省を除く）の大型企业などのその他保険加入単位（機関・事業単位は含めない、以下同様）の三項社会保険の企業納付部分の半減徴収政策について、2020年6月末まで延長して執行する。湖北省の大型企业などのその他保険加入単位の三項社会保険の企業納付部分の徴収免除政策について、2020年6月末まで継続して執行する。

二、疫病流行の影響により生産・経営に多大な困難が生じた企業は、社会保険料の納付猶予を2020年12月末まで継続することができ、猶予期間は滞納金の徴収を免除する。

三、各省の2020年の社会保険個人納付基数の下限は、2019年の個人納付基数の下限基準を継続して執行し、個人納付基数の上限は規定に基づき正常に調整する。

四、従業員を有する個人工商業者が企業の方式で三項社会保険に加入している場合、引き続き企業のやり方を参照して企業納付部分の減免および納付猶予政策を享受するものとする。

<p>五、以个人身份参加企业职工基本养老保险的个体工商户和各类灵活就业人员,2020年缴纳基本养老保险费确有困难的,可自愿暂缓缴费。2021年可继续缴费,缴费年限累计计算;对2020年未缴费月度,可于2021年底前进行补缴,缴费基数在2021年当地个人缴费基数上下限范围内自主选择。</p> <p>六、各省要严格按照规定的减免范围、减免时限和划型标准执行,确保各项措施准确落实到位,不得突破本通知的政策要求,不得自行出台其他减收增支政策。要统筹考虑今年减免政策等因素,按程序调整2020年社保基金收支预算。</p> <p>七、各省级政府要切实承担主体责任,加快推进三项社会保险省级统筹工作,确保2020年底实现企业职工基本养老保险基金省级统收统支。要加强资金调度,做好资金保障工作,确保各项社会保险待遇按时足额支付。</p> <p>各省要结合实际制定具体实施办法,自本通知印发之日起10日内出台,并报人力资源社会保障部、财政部、税务总局备案。要抓紧组织实施,进一步将减免企业三项社会保险费等各项政策落细落实。人力资源社会保障部、财政部、税务总局将适时对政策落实情况进行监督检查。</p> <p>人力资源社会保障部 财政部 税务总局 2020年6月22日</p>	<p>五、個人の身分で企業従業員基本養老保険に加入している個人工商業者および各種の変形労働時間制の就業者について、2020年の基本養老保険料の納付が確かに困難である場合、任意で納付を一時猶予することができる。2021年に納付を継続することができ、納付年数は累計で計算する;2020年の未納付の月については、2021年末まで追納することができ、納付基数は2021年の当地の個人納付基数の上限・下限の範囲内で自ら選択するものとする。</p> <p>六、各省は、規定の減免範囲・減免期限および分類基準に厳格に基づき執行し、各措置が正確かつ十分に実施されるよう保証しなければならない。本通知の政策要求から超過してはならず、その他の収入減少・支出増加となる政策を公布してはならない。今年の減免政策などの要素を統一計画・考慮し、手順に基づき2020年の社会保険基金収支予算を調整する。</p> <p>七、各省級政府は、主体としての責任を適切に負い、三項社会保険の省級統一計画業務の推進を加速させ、2020年末までに企業従業員基本養老保険基金の省級統一収支の実現を保証しなければならない。資金管理を強化し、資金保障業務を適切に行い、各社会保険待遇の期限通りの満額支払を保証しなければならない。</p> <p>各省は、実情を鑑みて具体的な実施弁法を制定し、本通知の印刷・公布日より10日以内に発表し、併せて人力资源社会保障部・財政部・税務総局に備案して報告しなければならない。確りと組織的に実施し、さらに企業の三項社会保険料減免などの各政策を念入りに実行しなければならない。人力资源社会保障部・財政部・税務総局は、適時、政策の実行状況に対して監督・検査を行う。</p> <p>人力资源社会保障部 財政部 税務総局 2020年6月22日</p>
--	---